

正会員に対する処分及び勧告について

平成 30 年 4 月 25 日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令違反の事実が認められた正会員に対し、定款第 23 条第 1 項の規定に基づく譴責処分及び同第 24 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ ラッキーバンク・インベストメント株式会社

I. 事実関係及び法令等適用

ラッキーバンク・インベストメント株式会社（以下「当社」という。）は、当社ウェブサイト等を通じて、法人向けローンを出資対象事業とする匿名組合（以下「ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行い、その出資金により貸付事業を行っているが、当社ウェブサイト等の表示に次のような問題が認められた。

1. 貸付先の審査につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

当社は、約款等で貸付先の審査を行うなどに表示しているが、貸付先の X 社が決算書で純利益等を水増ししていることを看過していたなど、慎重な手続によって貸付先の審査が行われているとは認められない状況にあるにもかかわらず、あたかもこうした審査が行われたかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

2. 担保物件の評価につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

当社は、X 社が保有する不動産に担保を設定しており、ウェブサイト上に「不動産価格調査報告書」を掲載しているが、当該報告書は法令諸規則に準拠しておらず、対外的に公表されることが予定されていない担保評価を掲載し、あたかも正式な評価がされたものであるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

当社の上記行為は、金融商品取引法第 38 条第 8 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略) 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当する。

II. 処分及び勧告

1. 定款第 23 条第 1 項の規定に基づく処分

譴責

2. 定款第 24 条の規定に基づく勧告

上記の譴責処分と併せて、次の内容の勧告を行い、改善・顧客への周知を求めた。

- (1) 顧客に対し、今回の法令違反・行政処分（平成 30 年 3 月 2 日付関東財務局による金融商品取引法第 51 条に基づく業務改善命令）の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
- (2) 現在運用中のファンドについて、貸付先の事業・資金計画を検証し、顧客に対して、今後の分配金、償還金の支払予定時期・金額等について、十分説明すること。
- (3) 貸付方針、貸付・審査基準（担保の受入基準、評価方法を含む。）、審査体制・手続き及び貸付債権の管理・回収態勢等の点検を行い、必要な措置を講ずること。
- (4) 上記を踏まえ、ウェブサイトに掲載する契約締結前交付書面、広告その他投資者向け資料の内容を見直し、投資者に誤解を与えることのないよう、適切に表示すること。
- (5) 上記(1)から(4)の対応・実施状況について、平成 30 年 5 月 9 日までに書面で報告するとともに、以降、2 週間毎に報告すること。

III. その他

本件について、平成 30 年 2 月 20 日、証券取引等監視委員会は処分勧告を行い¹、これを受け、同年 3 月 2 日、関東財務局は、当社に対し、金融商品取引法第 51 条に基づく業務改善命令処分を行った²。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先 : 自主規制業務部（電話：03-3667-2465）

¹ 証券取引等監視委員会 HP 参照 (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2018/2018/20180220-1.htm)

² 関東財務局 HP 参照 (<http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp032000711.html>)